

■「薩摩川内市雇用創出貢献報奨金制度」の概要について

1 主 旨

事前に登録した「企業誘致サポーター（通称：ゆっか助っ人）」からの情報提供が企業立地に結びついた場合、謝礼として報奨金を支給する。

2 基本的な考え方

- (1) 企業誘致に係る企業進出情報の収集については、非常に苦慮している状況であり、情報を入手した時点で既に立地先が決定しているケースが多いため、情報収集のチャンネルを増やすことで、立地の可能性を高めたい。
- (2) 情報収集による企業訪問等の機会に企業立地優遇制度のPRを実施するとともに企業立地に関する情報を得る機会を増加させる。

3 制度概要

(1) 要 件

- ア 企業立地支援補助金制度の要件を満たす案件に限定
 - ※業種：製造業等、雇用者数：10人以上などの要件あり
- イ 進出企業の情報提供（新設のみ：増設・移転は対象外）
- ウ 企業との仲介（企業訪問に同行する）：旅費支給

(2) 企業情報の受付

- ア 受理しない企業情報
 - ・既に把握している企業情報や交渉中の企業情報など
- イ 無効とする企業情報
 - ・情報提供から2年以内に操業しない場合

(3) 報奨金の額

最高額1,000万円

- ア 基本額：操業開始後に一律 100万円
- イ 加算額：操業1年後に最高 900万円

※ 新規雇用補助の対象者（6ヶ月連続雇用の市民の数）に応じ支給
市内雇用者1人につき10万円（雇用90人以上のとき最高額）

※ 本制度の該当案件については、企業立地審査会において、企業立地支援補助金の審査に併せて報告する。

※ 制度の期間：平成25年度から平成28年度まで（4年間）

(4) 報奨金の返還

- ・虚偽や不当行為による情報提供が判明した場合